

新潟県条例第34号

新潟県風致地区条例の一部を改正する条例

新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1 （第2条、第3条関係） (1)～(4)（略） (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ、 <u>第3号</u> （水資源開発施設に係る部分に限る。） <u>若しくは第4号</u> に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。） (6)～(34)（略）	別表第1 （第2条、第3条関係） (1)～(4)（略） (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ <u>若しくは第3号</u> （水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。） (6)～(34)（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。